

## 建退共制度の財政検証について

令和元年度の建退共・給付経理の財務状況は、新型コロナウイルス感染症の拡大懸念を発端とした株価の下落等に伴い、31億円の運用損失が発生し、これに伴い、3%の予定運用利回り分の責任準備金繰入等の費用を賄うことができず、令和元年度の給付経理は、214億円の損失が発生し、令和元年度末の累積剰余金は、630億円となりました。

214億円の損失は、昨年度の将来推計の際の見通し85億円の損失を上回る大幅なものとなり、現在の3%の予定運用利回りが維持されると累積剰余金は単年度で約120億円減少し、令和3年9月末の時点で460億円程度まで減少する見込みとなります。

このような状況を踏まえ、令和元年度より厚生労働省 労働政策審議会 勤労者生活分科会 中小企業退職金共済部会で予定運用利回り及び掛金日額に関する検討が行われ、本年8月26日に開催された同共済部会において予定運用利回りを現行3.0%から1.3%に引き下げるとともに、掛金日額を現行310円から320円に改定し、実施時期は令和3年10月1日とすることについて取りまとめが行われました。

今後、関係法令の改正が行われ、予定運用利回りの引き下げ等が実施されることとなっております。

- 建退共給付経理の令和元年度決算における運用資産残高は9,866億円、当期損失金は214億円、累積剰余金は630億円
- 改定後の予定運用利回りと掛金日額については、令和3年10月以降の就労分に適用
- 現行の310円共済証紙については、令和3年9月就労分まで共済手帳へ貼付し、残った共済証紙については、令和3年10月以降、最寄りの建退共代理店（金融機関）で改定後の共済証紙へ交換予定

【建退共本部 HP アドレス】 <http://kentaikyو.tais yokukin.go.jp/>



令和2年8月26日

特定業種退職金共済制度における  
退職金額に係る予定運用利回りの見直し等について

労働政策審議会勤労者生活分科会  
中小企業退職金共済部会

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第85条において検討することとされている、建設業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度及び林業退職金共済制度の退職金額に係る予定運用利回りの見直し等について、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において検討を行った結果は、下記のとおりである。

記

**1. 建設業退職金共済制度**

- (1) 建設業退職金共済制度の累積剰余金は、前回の財政検証時（平成26年）には約868億円あったが、令和元年度における新型コロナウイルス感染症拡大に端を発する金融市場の大幅な変動等により、令和元年度末には約630億円と減少し、今後もより一層減少することが見込まれている。
- (2) その一方で、建設業業界では建設労働者の処遇改善を図っていることや民間工事での建退共制度の普及と建退共制度の適正履行の実現に向けた具体的な取組を進める中で、建退共制度の魅力を維持し、退職金の水準を確保する必要がある。
- (3) 以上の点を踏まえ、建退共制度の魅力を維持しながら、できるだけ制度の安定的な運営を図るべく、予定運用利回りを現行の3.0%から1.3%に引き下げることが適当である。その際、制度の魅力を損なわないように掛金日額を10円引き上げて320円とすることが適当である。

※ 掛金日額の引上げを行うには、独立行政法人勤労者退職金共済機構の理事長が、運営委員会の議を経た上で掛金日額を定めている特定業種退職金共済規程を変更し、当該変更について厚生労働大臣の認可を受ける必要がある。

- (4) 予定運用利回りの引下げは、現行証紙の全面的交換や新しい予定運用利回りに対応するためのシステム改修の準備期間を見込み、令和3年10月を目途に実施することが適当である。

## 2. 清酒製造業退職金共済制度

(略)

## 3. 林業退職金共済制度

(略)

## 4. その他

- (1) 特定業種における経営をとりまく環境の変化及び雇用のあり方の変化がみられる中で、特定業種退職金共済制度の趣旨を踏まえつつ、安定的に持続させていくために、今後の制度のあり方について検討を行うことが適当である。
- (2) なお、今後、金融情勢の急激な変化により大幅な利益又は損失が発生した場合には、必要に応じ、再度検討することが適当である。

以 上